

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第三号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第八条の表を次のように改める。

名称	組織	
	部科室及びセンター名	担当名
循環器・呼吸器病センター	循環器内科 腎臓内科 心臓外科 血管外科 放射線科 呼吸器内科 緩和ケア内科 呼吸器外科 消化器外科 リハビリテーション科 麻酔科 病理診断科 放射線技術部 検査技術部 薬剤部 栄養部 実験検査部 リハビリテーション部 臨床工学部 脳神経センター 脳神経外科・脳卒中外科 脳血管内治療科	

	神経内科・脳卒中内科 看護部 TQM推進室 感染管理室 医療安全管理室 地域医療連携室	
がんセンター	血液内科 乳腺腫瘍内科 乳腺外科 緩和ケア科 精神腫瘍科 消化器内科 内視鏡科 消化器外科 呼吸器内科 胸部外科 脳神経外科 整形外科 形成外科 婦人科 頭頸部外科 皮膚科 泌尿器科 歯科口腔外科 麻酔科 放射線治療科 放射線診断科	総務・職員担当 会計担当 管財担当 医事・経営担当 用度担当

	<p>病理診断科 腫瘍診断・予防科 総合内科 放射線技術部 検査技術部 臨床工学部 薬剤部 栄養部</p>	
小児医療センター	<p>看護部 希少がん・サルコイマセンター 低侵襲手術センター 周術期センター TQM推進室 感染管理室 医療安全管理室 治験管理室 地域連携・相談支援センター 緩和ケアセンター 臨床腫瘍研究所 図書館</p>	
<p>総合診療科 新生児科 代謝・内分泌科 消化器・肝臓科 腎臓科 感染免疫・アレルギー科 血液・腫瘍科</p>	<p>事務局 業務部 管理部 総務・職員担当 会計担当 管財担当 医事・経営担当 用度担当</p>	

										精神医療センター																	
事務局					医療安全管理室	感染管理室	TQM推進室	政策医療企画室	看護部	栄養部	薬剤部	検査部	療養援助部	外来・地域支援科	依存症治療研究部	第七精神科	第六精神科	第五精神科	第二精神科	第一精神科							
管理業務部															業務部	管理部	事務局	地域連携・相談支援センター	治療管理室	医療安全管理室	感染管理室	TQM推進室					
用度担当	会計担当	医事・経営担当	管財担当	総務・職員担当											用度担当	医事・経営担当	管財担当	会計担当	総務・職員担当								

第九条第一項の表を次のように改める。

		病院		組織	職	職務	
脳神経センター	循環器・呼吸器病センター	医療安全管理室	感染管理室	TQM推進室	付センター	病院長	上司の命を受け、当該機関が分掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
脳神経センター長	副病院長	医療安全管理室長	感染管理室長	TQM推進室長	付センター	病院長	上司の命を受け、当該機関が分掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
上司の命を受け、脳神経センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	病院長を助け、脳神経センター、TQM推進室、感染管理室、医療安全管理室、地域医療連携室及び事務局の事務を除く病院の事務のうち、あらかじめ病院長からその監督及び整理について指定された事務に係る職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。	上司の命を受け、医療安全管理室の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、感染管理室の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、TQM推進室の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	付センター	上司の命を受け、センターの特定事務に従事する。	上司の命を受け、当該機関が分掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

事務局				精神医療センター	地域連携・相談支援センター	治療管理室	遺伝診療センター	
		政策医療企画室					遺伝診療センター	
		局長	副病院長				治療管理室長	長
副局長	局長	政策医療企画室長		副病院長	地域連携・相談支援センター長	治療管理室長	遺伝診療センター	
局長を助け、職員の仕事の整理を監督し、事務局の仕事を整理する。		上司の命を受け、事務局の仕事を掌理し、その仕事を処理するため、職員を指揮監督する。		病院長を助け、政策医療企画室、TQM推進室、感染管理室、医療安全管理室及び事務局の仕事を除く病院の事務のうち、あらかじめ病院長からその監督及び整理について指定された事務に係る職員の担任する仕事を監督し、仕事を整理する。		上司の命を受け、治療管理室の仕事を掌理し、その仕事を処理するため、職員を指揮監督する。		上司の命を受け、遺伝診療センターの仕事を掌理し、その仕事を処理するため、職員を指揮監督する。

部	科
部長	科長
上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、科の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。